

保証規定

● 保証内容

長州産業株式会社(以下「当社」といいます)は、ご購入いただいた表記の機器について、保証期間中に、取扱説明書、本体ラベル又はその他の注意書き等に従い適正に使用したにもかかわらず下記に定める 1)～5)の不具合が生じた場合、当社の選択により、機器の無償修理、代替品への無償交換又は購入代金の返金のいずれかを行います。※1 下記 6)の不具合が生じた場合には、機器の無償修理又は代替品への無償交換に加え、不具合原因となった施工箇所とその周辺の無償修繕を行います。

※1 対象は異常の発生している機器に限られ、代替品への交換の場合はその時点で製造又は販売している機器のうち最も性能に近い機器となります。

- 1) 太陽電池モジュールの出力
保証開始日から 10 年間に JIS C 61215-2 に示された測定方法にて太陽電池モジュールを測定し、測定結果が公称最大出力に対して、81%未満となった場合。11 年目から保証期間終了までの間に JIS C 61215-2 に示された測定方法にて表記の太陽電池モジュールを測定し、測定結果が公称最大出力に対して、72%未満となった場合。
[81%: JIS C 8918 の 6.1 に示された出力下限値(公称最大出力の 90%)の 90%]
[72%: JIS C 8918 の 6.1 に示された出力下限値(公称最大出力の 90%)の 80%]
- 2) 太陽電池一体型ヒーターパネルの出力
表記の保証期間内に、JIS C 61215-2 に示された測定方法にて太陽電池一体型ヒーターパネルを測定し、測定結果が公称最大出力に対して、81%未満となった場合。
- 3) 太陽電池一体型ヒーターパネルのヒーター消費電力
表記の保証期間内に、太陽電池一体型ヒーターパネルのヒーターの消費電力が定格消費電力の±15%の範囲よりはずれた場合。
- 4) 製造上の不具合(太陽電池モジュール、太陽電池一体型ヒーターパネルを除く)
表記の保証期間内に、太陽電池モジュール、太陽電池一体型ヒーターパネルを除く表記の機器に製造上の不具合が発見された場合。※2、※3、※4
※2 V2H スタンドの充放電コネクタ・ケーブルは 10 年間又は充放電コネクタの抜き差し回数が 1 万回のいずれか早い方が保証期間となります。
※3 EV ユニットの充放電コネクタ付きケーブルは 10 年間又は充放電コネクタの抜き差し回数が 1 万回のいずれか早い方が保証期間となります。
※4 お客様向けネットリモコン、マルチ蓄電(マルチ V2X)システム用ゲートウェイの液晶部の保証期間は 2 年間となります。
- 5) 蓄電池ユニット充電可能容量
蓄電池ユニットの充電可能容量が表記の保証期間内に初期値の 60%未満となった場合。 ※5、※6
※5 表記の機器が CB-LMK65A の場合、保証開始から 15 年以内に初期値の 50%未満となった場合となります。
※6 表記の機器が BCP642 の場合、保証期間内に初期値の 70%未満となった場合となります。
- 6) 架台の施工不具合
表記の保証期間内に、当社が認定する施工認定店又は施工認定店が管理する業者(以下、「施工認定店」といいます)が当社の標準架台(陸屋根架台、金属折板屋根用架台を除く)を用いたにもかかわらず、その架台の施工によって不具合が生じた場合。(設置部からの雨漏りを含む)

● 保証しない事項

保証期間内に生じた不具合であっても下記のいずれかに該当する場合及び消耗部品は、保証対象外となります。

- 1) 保証書の提示のない場合。
- 2) 保証書の所定事項の未記入あるいは、字句を改ざんされた場合。
- 3) 保証期間経過後に申し出があった場合。
- 4) 経年劣化又は通常の使用により損傷した不具合。(音、振動、錆、傷、変形など)
- 5) 車両、船舶、航空機など本来の目的以外に使用された場合。
- 6) 系統連系している商用電源のノイズ、電圧変動等電源品質に起因する場合。
- 7) 対象機器以外の機器等に起因する場合。
- 8) 機器を購入した時点における技術では予防が不可能な場合。
- 9) 太陽電池モジュールの設置に起因しない雨漏り。
- 10) 機器を設置した住宅又は建造物の変形、変位、内部結露又は下地材の腐食等に起因する不具合。
- 11) 当社の標準架台以外の架台、又は当社標準架台以外の架台設置工事に起因する故障及び損傷等。
- 12) 当社の標準架台を用いたか否かにかかわらず、施工認定店以外の者による設置工事又は当社の定める施工ルールに反して行われた設置工事に起因する故障及び損傷等。(設置部からの雨漏りを含む)
- 13) 表記の機器の不適當な維持管理又は改造若しくは使用上の誤りに起因する故障及び損傷等。(不適當な維持管理の例:設置前の太陽電池モジュールの水濡れ対策を怠ること、太陽電池モジュール表面の汚れや周辺の草木の放置など)
- 14) 製造者、当社、施工認定店のいずれにも属さない者が行った点検、修理、移設、改造、住宅又は建造物の増改築若しくは補修に起因する故障及び損傷等。
- 15) 火災、風水害、地震、落雷、台風、噴火、津波などの天災地変に起因する故障及び損傷等。
- 16) 塩害、公害、煙害、温泉地や畜舎などにおける大気中の腐食性物質に起因する故障及び損傷等。
- 17) 飛来物により生じた故障及び損傷等。
- 18) 害獣被害(鳥糞、ケーブルの噛みつき)、虫の侵入に起因する故障及び損傷等。
- 19) 戦争、暴動などの外来の事故に起因する故障及び損傷等。
- 20) 故意又は過失による故障及び損傷等。
- 21) 1)～20)に掲げる事項に準ずる当社、保証書記載の販売店又は施工認定店の責めによるものとは認められない故障や不具合等、保証の対象外とすることが相当と認められる場合。

● 留意事項

下記の費用は、保証期間内であってもお客様のご負担となります。

- 1) 当社の事前の了承なく実施された修理に係る費用。
- 2) 修理、交換、表記の機器の故障に起因して発生したお客様の損失に係る費用(電気代、水道代、発電損失など)、特別損害(絵画や高額商品などの損失)に係る費用。
- 3) 法令及び当社が指定する定期点検に係る費用。
- 4) 離島又は離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合は、その出張に要した費用。
- 5) 太陽電池モジュール、太陽電池一体型ヒーターパネルからの落雪等に起因して発生した人身事故や物損事故に係る費用。

● その他

- 1) 本保証規定は日本国内において販売され、使用される表記の機器にのみ有効です。
- 2) 本保証規定はお客様の法律上の権利を制限するものではありません。
- 3) この保証書は再発行いたしません。紛失しないよう大切に保管して下さい。
- 4) 保証内容に記載されている不具合に対し、お客様の火災保険等にて保険金が支払われる場合、その保険金に相当する金額を支払いの対象となる損害額から控除します。
- 5) この保証書に記載されている保証期間経過後の修理などについて、ご不明な場合は表記販売者にお問い合わせ下さい。
- 6) この保証書は当社が捺印することにより有効となります。
- 7) この保証書に記載されている構成機器の変更又はその他の機器を追加した場合、変更・追加した機器の保証期間は当初の保証期間終了までの残存期間となります。※7
※7 スマート PV プラスシステムにより追加した蓄電池ユニットの保証期間は、そのユニットの設置完了日より 15 年間となります。

〈個人情報の取扱について〉

- 1) 保証書に記載されたお客様の個人情報は、法令及び当社が別途定める個人情報保護方針(<https://www.choshu.co.jp/compliance>)に基づき、適切に取り扱います。
- 2) 保証書に記載されたお客様の個人情報は、機器の発送、保守サービス(当社から修理委託している保守者などへの情報提供を含む)、法令等に要求された場合に限り利用させていただきます。